

入 札 公 告

物品の調達において、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年９月８日

和歌山県知事 宮 崎 泉

１ 条件付き一般競争入札に付する事項

（１）調達年度

令和７年度

（２）調達物品の名称及び数量

音声録音転送装置 一式

（３）調達物品の特質等

入札説明書による。

（４）納入期限

令和８年１月５日（月）

（５）納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄３１

和歌山県立こころの医療センター

２ 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１８ 物品調達』の小分類『１ 物品販売』」であること。

（３）県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３ 契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

和歌山県立こころの医療センター事務局

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1

(2) 期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 1 8 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（令和元年和歌山県条例第 3 9 号）第 1 条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 の（1）に同じ

(2) 期間

3 の（2）に同じ

5 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1

和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟 2 階 B 会議室

イ 入札日時

令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

ウ 開札場所

アに同じ

エ 開札日時

イに同じ

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便で令和 7 年 9 月 1 8 日（木）午後 5 時 0 0 分までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

電子入札は、対応するシステム等が整備されていないため実施しない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）第 8 7 条第 4 号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 1 6 7 条の 1 6 及

び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄31

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) 契約書の要否

要

- (3) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

入 札 説 明 書

和歌山県が調達する物品に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記１２の（１）に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達物品の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和７年９月８日（月）

２ 競争入札に付する事項

（１）調達年度

令和７年度

（２）調達物品の名称及び数量

音声録音転送装置 一式

（３）調達物品の仕様等

別添仕様書による。

（４）納入期限

令和８年１月５日（月）

（５）納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄３１

和歌山県立こころの医療センター

３ 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１８ 物品調達』の小分類『１ 物品販売』」であること。

（３）県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

４ 入札の場所及び日時等

(1) 入札場所及び日時

ア 入札場所

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1

和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟 2 階 B 会議室

イ 入札日時

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便で令和 7 年 9 月 1 8 日 (木) 午後 5 時 0 0 分までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

(3) 調達物品の仕様等に関する質問がある場合は、令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 午後 5 時 0 0 分までの間に和歌山県立こころの医療センター事務局に対して所定の書面 (ファクシミリを含む。) により行うこと。質問に対する回答は令和 7 年 9 月 1 6 日 (火) 午後 5 時 0 0 分までに電子メール、ファクシミリ、又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県立こころの医療センターホームページ上の「入札情報」に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

なお、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合においても、和歌山県立こころの医療センターホームページ上の「入札情報」に掲載するので、入札前に必ず確認すること。

5 入札方法

本件は、書面による入札及び開札手続きを行うものとする。

(1) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等及び納入場所渡し等に要する一切の諸経費を含めた額とする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とする。

(3) 入札は、書面による入札のみ実施し、電子入札は行わない。

(4) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

6 書面による入札

(1) 入札は、入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（商号を含む。法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（商号を含む。法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）及び「令和7年9月19日開封《音声録音転送装置一式》入札書在中」と記入しておかなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

7 入札保証金

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、それらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- (3) 契約金額が320万円未満であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、(8) から(10)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札をした場合において、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行う。それでもなお、落札者がいない場合は、再々度の入札を行う。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で4の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 支払条件

納品を完了した物品について、当該落札者からの適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に、当該落札者にその代金を支払うものとする。

12 その他

(1) 当該契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立こころの医療センター事務局

和歌山県有田郡有田川町庄31

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

質 問 申 出 書

年 月 日

和歌山県立こころの医療センター事務局 様

調達年度	令和 7 年度	調達案件番号	
公告年月日	令和 7 年 9 月 8 日		
調達物品 の名称	音声録音転送装置 一式		
質 問 者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
質問事項			

契約保証金免除申請書
（物品調達関係）

令和 年 月 日

和歌山県立こころの医療センター院長 様

主たる事務所の
所 在 地
名 称 又 は 商 号
代 表 者 の 職 氏 名

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条第3号の規定により、
下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請し
ます。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、検収に合格したことに相
違いないことを誓約します。

記

1 契約事項

調達年度	令和7年度	調達案件番号	
調達物品の名称及 び数量	音声録音転送装置 一式		
納 入 期 限	令和8年1月5日		
納 入 場 所	和歌山県立こころの医療センター		

2 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発 注 者	契約の物品名等	契約年月日	納入年月日	契約金額

※ 過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

※ 上記を証明する資料として、契約書の写し等を必ず添付してください。

留 意 事 項

(書面による入札)

入札に際しましては、入札説明書及び仕様書を熟読のうえ、下記の事項にもご留意くださるようお願いいたします。

※電子入札は実施しません。

記

■入札金額

入札書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額でご記入ください。

※別添の入札書記入例を参照してください。

■再度の入札

落札者がいないときは、その場で最高3回まで入札を行います。

よって、書面による入札の場合は、予備の入札書を2枚準備してください。

■代理人による入札

書面による入札を行う場合で、代理人が入札する場合は、入札執行前に委任状（別添）を提出してください。

※委任状がないと入札が無効になります。

物品内容（仕様書）、その他入札全般についての問い合わせ

和歌山県立こころの医療センター

TEL 0737-52-3221 FAX 0737-52-5571

事務局総務課 嶋田

※質問等は、書面により9月10日までに行ってください。

留 意 事 項

(郵便による入札の場合)

入札に際しましては、入札説明書及び仕様書を熟読のうえ、下記の事項にもご留意くださるようお願いいたします。

記

■入札金額

入札書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額でご記入ください。

※別添の入札書記入例を参照してください。

■入札参加方法

郵便入札をする場合は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、書留郵便により和歌山県立こころの医療センター事務局まで提出してください（委任状は不要です。）。

※予備の入札書は同封しないでください。

※提出期日及び時刻は開札日時と異なります。あらかじめよく確認願います。

■再度の入札

落札者がいないときは、その場で最高３回まで入札を行います。

よって、規定する日時に入札の場所に出席していない場合は、第２回目以降の入札には参加できません。

※入札の場所に代理人が出席する場合、委任状を持参してください。

物品内容（仕様書）、その他入札全般についての問い合わせ

和歌山県立こころの医療センター

TEL 0737-52-3221 FAX 0737-52-5571

事務局総務課 嶋田

※質問等は、書面により９月１０日までに行ってください。

音声録音転送装置 一式

入札執行日程表

和歌山県立こころの医療センター

	書面による入札	
	当日入札書持参	郵便入札
公告開始日	9月8日（月）	同左
公告終了日	9月18日（木） 午後5時00分	同左
入札日時 （郵便入札受付締切日時）	9月19日（金） 午前10時00分	9月18日（木） 午後5時00分

※仕様書、入札公告、入札説明書について質問がある場合は、9月10日（水）までに、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課まで書面にて問い合わせること。

入 札 書

案件名 音声録音転送装置 一式

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の物品については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和7年 月 日

和歌山県こころの医療センター院長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

□

（代理人の場合）
氏 名

□

- 注）1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

《記 入 例》

入 札 書																										
案件名	音声録音転送装置 一式																									
税抜き金額																										
入札金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">十</td><td style="width: 10%;">円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">金</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td></tr></table>								億	千	百	十	万	千	百	十	円	金	1	2	3	4	5	6	7	8
億	千	百	十	万	千	百	十	円																		
金	1	2	3	4	5	6	7	8																		
上記の物品については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。 令和7年9月19日 和歌山県こころの医療センター院長 様 代理人の場合は 印鑑不要 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"><tr><td style="width: 20%;">住</td><td style="width: 20%;">所</td><td style="width: 60%;">和歌山市小松原通1-1</td></tr><tr><td>商号又は名称</td><td>株式会社</td><td>和歌山産業</td></tr><tr><td>代表者職氏名</td><td>代表取締役</td><td>総務 一郎 ☐</td></tr></table> （代理人の場合） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"><tr><td style="width: 20%;">氏</td><td style="width: 20%;">名</td><td style="width: 60%;">和歌物品 ☐</td></tr></table> 委任状のものと同一印鑑									住	所	和歌山市小松原通1-1	商号又は名称	株式会社	和歌山産業	代表者職氏名	代表取締役	総務 一郎 ☐	氏	名	和歌物品 ☐						
住	所	和歌山市小松原通1-1																								
商号又は名称	株式会社	和歌山産業																								
代表者職氏名	代表取締役	総務 一郎 ☐																								
氏	名	和歌物品 ☐																								

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

委 任 状

和歌山県立こころの医療センター院長 様

私は、印 を代理人と定め、

下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

音声録音転送装置 一式 の入札について

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

委任状

和歌山県立こころの医療センター院長 様

入札書のものと同じの印鑑

私は、和歌物品 印 を代理人と定め、

下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

音声録音転送装置 一式 の入札について

令和7年9月19日

委任者

住 所 和歌山市小松原通1-1

商号又は名称 株式会社 和歌山産業

代表者職・氏名 代表取締役 総務 一郎 印

代表者印

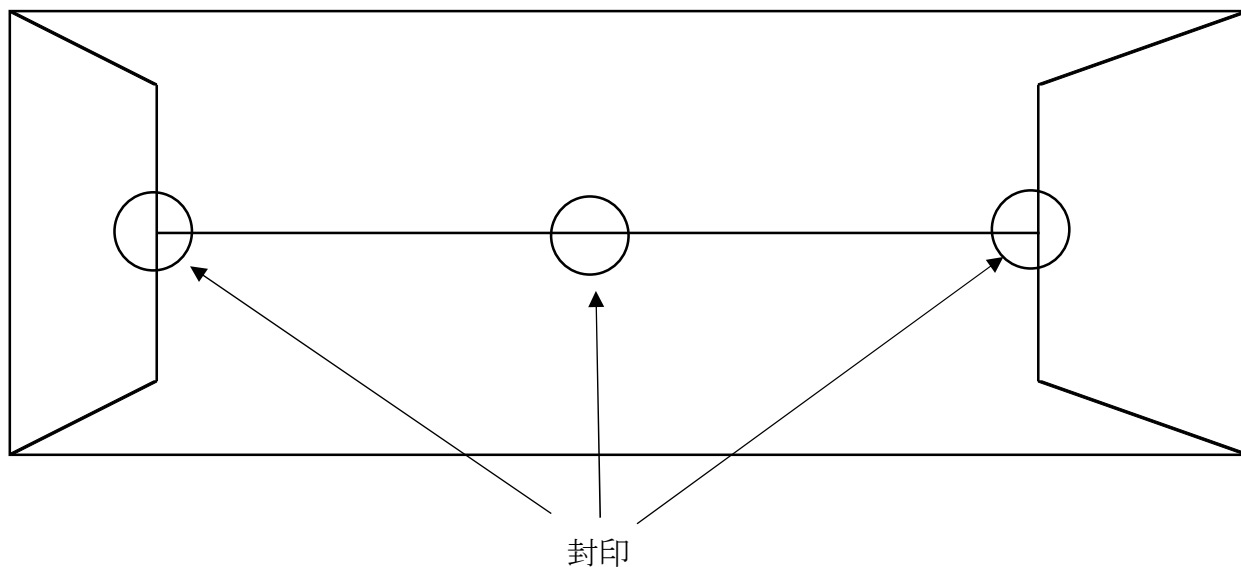
《 記 入 例 》

封 筒 記 入 例

(表)

令和7年9月19日開封
「音声録音転送装置 一式」 入札書在中
株式会社和歌山産業
代表取締役 総務 一郎

(裏)



(封筒の継ぎ目に入札者又は委任者の印で封印してください。)

仕様書

1 調達年度

令和 7 年度

2 調達物品及び数量

音声録音転送装置 1 式

(搬入、設置、配線、調整等、納入に係る一切の諸経費含む)

3 納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄 31

和歌山県立こころの医療センター (以下「当センター」という。)

4 納入期限

令和 8 年 1 月 5 日 (月)

※運用開始予定日時：令和 8 年 1 月 5 日 (月) 午前 8 時 30 分

※納入期限は、配線、試験調整、取り扱い説明、当センター職員の検収等、仕様書記載の内容をすべて完了した日の期限であることに注意すること。

5 調達物品の構成内訳

別添「調達物品及び構成内容」のとおり。

6 目的

本仕様は、当センターにおける行政サービス向上及びカスタマーハラスメント防止のため、電話交換機に、通話録音・アナウンス機能を有する装置を設置することを目的とする。

7 運用、保守等

- (1) 運用に必要なマニュアル、資料等を提出し、取り扱い説明を実施すること。
- (2) 機器の品質保証期間は、物品の引渡しの日から起算して 1 年以上とすること。
- (3) 物品の引渡し後、機器の保証期間内において、正常な管理のもとで生じた物品の不良化、変質若しくは故障又は発見された損傷等については無償で対応すること。

8 留意事項

- (1) 機器設置作業 (搬入、配線、調整等含む) については、当センター担当職員と十分協議のうえ、原則として平日または休日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分の間に行うこと。
- (2) 当センターの電話交換機設備保守点検委託業者と適宜、連絡調整の上、試験調整を行うこと。
- (3) 現場での業務時間・業務場所及び詳細な設置場所については、当センター担当職員と打合せを行い、了解を得て実施すること。

- (4) 労働基準法、労働衛生法、その他の諸法規に示された条件を厳守し安全及び衛生管理を行うこと。
- (5) 患者及び関係者の安全に万全の注意を払うとともに、機器部品、工具類、梱包材等の管理を徹底すること。(廊下等にやむを得ず仮置きする場合は目を離さないこと。)
- (6) 当センターの建物及び備品の破損に細心の注意を払うこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (7) 個人情報の安全管理については、十分な管理体制を整え、徹底すること。
- (8) 当センター関係者と十分な打合せを行い、行き違いが発生しないようにすること。

9 同等品申請

同等品による入札を希望する者は、令和7年9月10日までにメーカー名、製品名、型式を記載した、同等品申請書(任意様式)、同等品であることが確認できる資料(カタログ、価格等の資料の写しを添付)を提出し令和7年9月16日までにその承認を得ること。

10 その他

この仕様書に記載のない事項については別途協議のうえ決定する。

調達物品及び構成内容

1 調達物品構成詳細等は別添「仕様明細書」のとおり

2 収容条件

条 件		チャンネル数	電話番号数
局線数	ひかり電話オフィス A	6CH	8 番号

3 音声応答転送・通話録音装置の設置、設定

- (1) 音声応答転送・通話録音装置一式の組立、設置
- (2) 音声応答転送・通話録音装置の各種データ作成及び設定

4 PBX 工事

- (1) 音声応答転送・通話録音装置より、NEC SV9300CT 側接続及び設定、調整工事。
- (2) NEC SV9300CT ライセンス及び工事担任者 総合通信（旧 AI・DD 総合種）有資格者が行うこと。

5 配線業務

- (1) ONU からひかり電話用 IVR までの LAN 配線は新設とする。
- (2) ひかり電話用 IVR から電話交換機までの配線は既設とする。
- (3) 通話録音装置から検索、設定用 PC までの LAN 配線は新設とする。

6 総合確認試験

- (1) 音声応答転送・通話録音装置の動作を確認すること。
- (2) 事前通話録音告知メッセージ送出を確認すること。
- (3) 音声応答転送・通話録音装置と PBX との連携機能の正常性を確認すること。
- (4) 通話録音データの検索、再生機能の正常性を確認すること。
- (5) PBX において、電話回線の発着信の正常性を確認すること。

仕様明細書

【自動音声応答（IVR）装置／機能】

（株式会社タカコム製 IVR-24VoIPⅢと同等品とする）

- ① 自動音声応答装置 1 台で NTT 西日本のひかり電話を最大 24ch まで自動音声応答ができること。
- ② 外部の加入者電話等からの着信呼に対して、予め設定した音声ガイダンスを自動的に再生できると。
- ③ 着信時に録音告知メッセージが流せること。
- ④ 電話番号別に音声案内及び留守番電話の設定ができること。
- ⑤ 音声ガイダンスの内容に従って外部の加入者電話等のボタン操作に応じて、再生する音声ガイダンスを自動的に切り替えることができること。
- ⑥ 音声ガイダンスの内容に従って外部の加入者電話等ボタン操作に応じて、着信呼を自動的にコールフローに振分けできること。
- ⑦ 予め設定した業務日の電話受付業務時間外及び休業日に、外部の加入者電話等からの着信があった場合に、当該の加入者電話等に対し、予め設定した音声ガイダンスを再生できること。年末年始等の特定期間については、通常の休業日用のガイダンスではなく、特定期間用の休業日ガイダンスを再生できること。
- ⑧ 最大 3 階層の音声ガイダンスの処理フローを登録及び使用できること。
- ⑨ 登録できる音声ガイダンスとして wave ファイル形式の音声ファイルを使用できること着信規制リストに登録された電話番号からの着信を自動的に着信拒否できること。
- ⑩ 外部ネットワークとの通信を必要とせず、設定用 PC より動作設定、変更が可能であること。